

助成内定通知受取り後の手続き等について

＜※除却助成金のみを申請する場合は網掛け部分の書類をご提出ください＞

①着手報告書の提出

- ・ 建築工事に着手した際は、速やかに建築工事着手報告書（様式有）を提出してください。
- ＜添付書類＞・ 工事工程表（着手の日付が内定通知受取り後であること）

②中間検査

- ・ 不燃化助成については書類検査を実施します。
- ・ 鉄骨造の場合は耐火被覆施工の書類検査を実施しますので、次の書類を提出してください。
 - 鉄骨造：施工証明書（様式任意：施工業者発行のもの、社判を押印）
施工写真（テープ等により被覆厚さがわかり、箇所の説明をつけたもの）
建築基準法に基づく 中間検査合格証（写）
- ・ 耐火被覆を要しない鉄筋コンクリート造、木造耐火の建築物は次の書類を提出してください。
 - 鉄筋コンクリート造：建築基準法に基づく 中間検査合格証（写）
 - 木造耐火建築物：必要な部材の 出荷証明書または 納品書、施工写真
建築基準法に基づく 中間検査合格証（写）

③完了報告書の提出

- ・ 建築工事が完了した際は、建築工事完了報告書（様式有）を提出してください。
- ＜提出書類＞・ 完了写真
 - ・ 検査済証（不燃化完了検査までに未交付の場合は後日の提出可）
 - ・ 計画変更の確認申請を行った場合は
変更承認申請書（様式有）、確認済証の写し、図面を提出

④完了検査

- ・ 建築課または指定検査機関の検査とは別に不燃化助成の検査を実施します。
（建築審査課または指定検査機関の検査を受検後に実施）

⑤助成金交付申請書の提出

- ・ 不燃化助成の完了検査が終了しましたら、助成金交付申請書（様式有）を提出してください。
- ＜提出書類＞ 解体工事（解体がある場合）・新築工事の請求書又は領収書の写し
（仮住居費加算がある場合）転居後の申請者の住民票及び領収書等
（動産移転費加算がある場合）領収書
（三世代住宅加算がある場合）転居後の同居人全員の住民票

- 注1 建築基準法上の検査済証の交付を必ず受けてください。
(検査済証の交付を受けられない場合は助成金を交付できません)
- 注2 変更（建主、プラン、工程の変更など助成事項に係るもの）が生じる場合は、必ず事前に担当までご連絡ください。
- 注3 各報告書及び助成金交付申請書に使用する申請者の印鑑は、助成申請書に使用した印鑑と同じものにしてください。

〔 お問い合わせ・提出先 〕

建築防災課 不燃化推進係

【 電 話 】 03-3880-6269（直通）

【 F A X 】 03-3880-5615

【メールアドレス】 kenchiku-bousai@city.adachi.tokyo.jp